

競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年12月23日

福島県会津若松建設事務所長 野地 重和

工事（委託業務）番号	第24-41340-0264号
工事（委託業務）名	県営住宅改善工事（内部改善・建築）
質 問 事 項	
<p>1. 設計図 A-10、住戸キープランで、2号棟の空き室の記載が2か所（1F-10、2F-04）とありますが、4F-15も空き室と考えてよろしいでしょうか？また、2F-04は改善済になっていますが、改修期間の退避部屋として使用できるのでしょうか？ご教示願います。</p> <p>2. 仮設計画図がありません。設計図 A-9 で外部足場設置位置の記載はありますが、施工者の休憩場所、仮設トイレの設置場所、駐車場として使用できる場所はあるのでしょうか？ご教示願います。</p> <p>3. 施工する住戸の入居者は、改修工事期間は空き室へ住んでもらい、改修工事が終了すれば、竣工検査を受け、入居者が戻る。これを3班体制で6回繰り返す工事と考えればよいのでしょうか？入居者への連絡は済んでいるのでしょうか？また、検査はどのようにして行う予定をしているのかご教示願います。</p> <p>4. 2号棟DK室、3号棟食事室兼居間の掃出しサッシュ部の床が25mm上がる設計となっています。サッシュの床見切等必要と思われます。この部分のディテールをご教示ください。</p> <p>5. 各戸の既設壁にPB t=12.5張りの上、ビニールクロス仕上となっています。既設窓まわり、額縁の見切等、仕上がり上支障ないでしょうか。ご教示願います。</p> <p>6. 内訳書に外部足場（屋外排水用）が計上されています。仮設図等あればご教示下さい。</p>	

回 答 事 項

1. 15号室は入居済みの工事対象外住戸です。
また、改善済みである4号室の空き室は待避部屋として使用可能です。
2. 休憩所等は任意仮設のため、図面で示しません。
1号棟と2号棟間の駐車場の利用を想定しています。
3. 貴見のとおりです。受注者決定後、工事希望者に対する説明会を開催し、工事の順序などを決定します。
なお、検査は住戸ごとに部分使用検査を実施する予定です。
4. 住戸内の状況により床見切等が必要となる場合は、別途協議に応じます。
5. 住戸内の状況により支障がある場合は、別途協議に応じます。
6. 外部足場の位置は図面 A-09 に記載しています。